

交通安全街頭活動を実施します

自転車安全利用月間に合わせ街頭活動を実施します



ターゲット 3.6

令和3年5月18日

郡山市市民部

セーフコミュニティ課

担当：熊谷 悟

TEL：924-2151

SDGs ターゲット 3.6 「2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」

5月の自転車安全利用月間に合わせ、郡山警察署をはじめ関係団体等と合同で街頭活動を行います。

#### 【街頭活動】

- |         |  |
|---------|--|
| 1 日 時   | 5月20日(木) 午前7時30分～午前8時  |
| 2 場 所   | 郡山市立橋地域公民館周辺   |
| 3 参加団体等 | 郡山警察署交通第一課<br>郡山地区交通安全協会<br>郡山市セーフコミュニティ推進協議会交通安全対策委員会<br>三井住友海上火災保険株式会社福島支店（郡山市との包括連携協定）<br>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福島支店（郡山市との包括連携協定）<br>明治安田生命保険相互会社郡山支社（郡山市との包括連携協定）<br>郡山市セーフコミュニティ課 |
| 4 内 容   | ・自転車等の安全運転に関する街頭指導<br>・啓発チラシ配布等の街頭活動 等   |
| 5 主 催   | 郡山警察署、郡山市  |

#### <自転車安全利用月間>

毎年5月は「自転車月間」として、自転車活用推進法（平成28法律第113号）において自転車の利用促進が定められており、福島県においても「自転車安全利用月間」として、自転車の安全利用に関する広報啓発及び交通安全活動を実施しています。